

平成 27 年度 第 1 回忠岡町総合教育会議 会議録

平成 27 年 7 月 10 日（金） 午前 10 時

忠岡町役場 3 階 研修室 1

事務局 ただいまより、平成 27 年度第 1 回忠岡町総合教育会議を開催いたします。

開会にあたりまして、和田町長から、ごあいさつ申し上げます。

町長 皆さん、おはようございます。本日はお忙しいところ、第 1 回の忠岡町総合教育会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、教育委員会の皆様には日頃から忠岡町の教育行政の推進につきまして、格別なるご理解とご協力を頂いております事を改めてお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、本年度から、新しい教育委員会制度が始まり、教育長と教育委員長が一本化された新たな教育長が誕生するとともに、総合教育会議が設置され、会議については首長が招集することとなっております。この新制度のもとで、私は、教育長と教育委員の皆様とともに、さまざまな議論を交わしながら、本町の実情に応じた教育政策の方向性を共有することによって、よりよい教育に向けて取り組んでいけるものと期待いたしております。

本日は、第 1 回目ということもありまして、設置要綱等についての報告をさせていただきますが、皆様方の忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

事務局 本日は、第 1 回目の会議となりますので、構成員の皆様の自己紹介をお願いしたいと思います。和田町長から、時計順に自己紹介をお願いいたします。

（委員の自己紹介後事務局の紹介）

事務局 ここからは、総合教育会議の招集者であります和田町長に議事を進めていただきます。よろしくお願いいたします。

町長 それでは、まず議事録署名の指名をいたします。中村委員、井手委員、どうぞよろしく願いいたします。

 これから、議事に入ります。先ず1番目の議事としましては、忠岡町総合教育会議の設置要綱について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、総合教育会議の設置要綱案について説明させていただきます。

 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が、4月1日から施行されました。

 改正法では、資料2の総合教育会議の条文をご覧ください。第1条の4関係に記載された通り、地方公共団体の長は、総合教育会議を設けることが定められたところであります。これを受け、本町におきましても、「忠岡町総合教育会議設置要綱」を定めるものでございます。

 それでは、資料1「忠岡町総合教育会議設置要綱案」をご覧ください。

 設置要綱案につきましては、概ね「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第1条の4第1項の規定に記載されている内容を要綱の条文に落とししたものとなっております。資料1と2を見比べながらご覧になっていただきたいと思います。

 まず最初に、第1条の設置でございます。

 町長と教育委員会が、相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため町長と、教育委員会という対等な執行機関同士の協議及び調整の場として「総合教育会議」を設置するものでございます。

 次に、第2条の所掌事務でございますが、会議においては次に掲げる協議および事務の調整を行うものでございます。

 ここで言う協議とは、調整をしない場合も含め自由な意見交換として行うものを言い、調整とは、教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成執行、条例提案、教育委員会の権限外の所掌事務との調整を図ることを言います。

 次に、会議における協議・調整の主なものは、1点目として改正法の第1条の3第1項資料2の「大綱の策定等」で策定が定められた教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策を記した大綱の策定に関する協議、2点目として、教育を行うための諸条件の整備、具体的

には、学校施設の整備・教職員定数等の教育条件整備、教育予算の編成・執行権限を有する町長と、教育委員会と調整の必要な事項、また、幼児教育・保育のあり方、子育て支援の事項があらうかと思えます。

3点目として、児童、生徒の生命等、又は被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置でございます。

いじめ対策においては、いじめ防止対策推進法に基づき、学校で重大事案が発生した場合、総合教育会議でも町長と教育委員会が対応の検証、再発防止の検討を行い、より実効的ないじめ対策を推進するものでございます。

次に、第3条では、構成員として会議は町長及び教育委員会をもって組織すると規定しております。これは、改正法第1条の4第2項に記載しております。

第4条では、会議として会議は町長が招集し、会議の議長となることを規定しております。これは、改正法第1条の4第3項に基づくものでございます。第2項では、教育委員会はその権限に属する事務について協議する必要があると思料する場合には、町長に対し協議事項を示して会議の招集を求めると規定しております。これは、改正法第1条の4第4項に基づくものでございます。

次に、第5条では、意見聴取として会議において協議を行うにあたり必要がある場合関係者、学識経験を有する者から意見を聴く事が出来る旨規定しております。これも、改正法第1条の4第5項に基づくものでございます。

次に、第6条では、会議の公開を規定しております。住民への説明責任を果たし、理解と協力のもと教育行政を執行するため、原則公開するものとされています。今回も町ホームページで周知させていただいております。また、非公開のケースとしていじめ等の個別事案の個人情報保護の場合、公益を害することが想定される場合は、非公開とされます。これも、改正法第1条の4第6項に基づくものでございます。

次に、第7条では、会議の議事録を作成し非公開部分を除いた部分の公表を行う事を規定しております。これも、改正法第1条の4第7

項に基づくものでございます。

第8条では、会議において調整がなされた事項については町長、教育委員会として尊重しなければならない事を規定しています。調整のつかない場合、判断が分かれた場合は、どちらかが決定権者と言うわけではなく、あくまでも調整を尽くす事を目指すものでございます。これも、改正法第1条の4第8項に基づくものでございます。

第9条は、これは、事務局の規定でございます。庶務について規定しております。改正法では、総合教育会議は町長が招集することに鑑みまして、町長部局で行う事が原則となっておりますが、協議の結果、教育委員会教育総務課が補助執行として事務局をもつ事と規定しております。

第10条では、その他について、この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定めることを規定しております。これも、改正法第1条の4第9項に基づくものでございます。

附則として、この要綱は平成27年7月10日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

町長 ただいま、総合教育会議の設置要綱について説明がありました。この件について質疑をお受けいたしますが、何かありますでしょうか。

委員 総合教育会議が設置された経緯を教えてください。

事務局 この経緯ということでございます。先ほど町長から冒頭でのお話しの中でもありましたけれども、国のほうで教育委員会の課題として、教育長、教育委員会の責任の所在、あるいはいじめの問題等につきまして、迅速に対応できていないこと等の問題点がありまして、総合教育会議を立ち上げて、町長と教育長が連携して教育行政に果たす責任・役割を明確にすることや、町長が、公に教育政策に協議することが必要であるという趣旨でこの総合教育会議が設置されたものでございます。以上でございます。

委員 会議の開催は何回くらいの予定でしょうか。

事務局 今のところ、年数回、今日を含めまして3回程度と考えております。以上でございます。

委員 設置要綱第2条第1項のなかで、総合的な施策の大綱とありますけれども、大綱にはどんなことを定めることになるんですか。

事務局 法律上大綱と申しますのは、教育・学術・文化の振興に関する総合的な施策を記載するものと想定されておりますことから、教育のほか、学術・文化・スポーツも大綱の対象となりますけれども、大綱は地域の実情、本町の実情に応じて策定するものでございまして、必ずしも網羅的に記載される必要はないものかなと考えております。以上でございます。

町長 本町の実情に応じて大綱をつくったらいいということですね。

教育長 大綱という言葉の意味から申しますと、大綱はおおもととかだいたいの内容という、教育に関するおおもとであったり、根本であったり、大綱という言葉の趣旨であるかと思しますので、細かい政策的な計画を細かく網羅するのではなくて、おおまかの方向性を示すというような形で想定しておりますが、今後各関係部局と調整を図って、次回のこの総合教育会議には案としてお示しさせていただきたいなと思っております。

町長 作成する必要があるとのことですから、事務局も通常業務と並行して徐々に作ってもらいたいと思います。今、教育長さんも各関係機関と調整を図っていくということですので、しっかりやってくれると思います。作成期限はあるのですか。

事務局 今年度中には作成する必要があります。

町長 今年度中に全国的に作成しない教育委員会もあるのか。

事務局 今年度中に法律ではつくるということになっております。

町長 皆さんいろいろと思いがあって、委員皆様も本日の総合教育会議に思いがあって出席していただいているわけでございますけれども、他にご異議やご意見等がないようでしたら、設置要綱についてを閉めさせていただきます。皆様のご意見をいただきまして会議を進めてまいりたいと思います。今後の進め方について入っていきたいと思います。

町長 ご質問等が無いようでございますので、本会議設置要綱について、案のとおり定めることとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

町長 ご異議が無いようでございますので、案のとおり、本会議の要綱等について、定めることといたします。

町長 次に、議事2 今後の進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 今後の進め方ということで説明させていただきます。町長が策定する大綱についてでございますけれども、大綱に関する考え方などにつきましては、町長の考え方、そしてまた教育委員会事務局の考え方をもとに検討していくことになろうかと思っております。次回の総合教育会議において、大綱の具体案を示していただくという形で考えております。具体的な日程につきましては、今日の時点で決定はしておりませんが、今後町長部局とも調整をさせていただいて、お示しさせていただきたいと考えております。宜しくお願いします。

町長 というわけで、今後は大綱に向けて事務局が策定していき、そしてこの会議をまた開くということで、またご案内をいただいて開催していきましょうか。何かご質問ございますでしょうか。

委員 大綱に策定の期限があるのかということと、また大綱は毎年策定する必要はあるのかということについて説明していただけますか。

事務局 大綱に策定の期限があるのかということと、毎年大綱を策定するのかというご質問かと思っております。大綱は毎年策定することに関してでございますが、これは毎年策定する必要はございません。策定の

期限でございますが、大綱が対象とする期間については、特に法律では定められておりませんが、町長の任期が4年であるということや国の教育振興基本計画の対象期間が5年になっておりますので、そういうことを鑑みまして、だいたい策定期限は4年から5年程度を予定しているということでご理解いただきたいと思います。以上でございます。

町長 本日の議事については、以上でございますが、構成員の皆様から何かございましたらお願いいたします。

町長 他に特にならぬでございますので。次回の会議についてでございますが、現在日程等が決定しておりませんので、具体的な日程が決まり次第、ご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。以上をもちまして、平成 27 年度第 1 回総合教育会議を閉会いたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、第 1 回総合教育会議を閉じたいと思います。どうも今日はご苦労さんでございました。